

# 福山大学情報倫理委員会規則

平成 27 年 4 月 1 日制定 規則第 101 号

(趣 旨)

**第 1 条** この規則は、福山大学情報倫理規程第 5 条の定めるところにより、福山大学情報倫理委員会（以下「委員会」という。）の具体的な業務、組織、議事の手続その他必要な事項を定める。

(目的および業務)

**第 2 条** 委員会は福山大学（以下「本学」という。）の情報資産の倫理的且つ円滑な管理と運用を図ることを目的とする。

**2** 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- 一 「福山大学情報倫理規程」（以下「倫理規程」という。）の継続的整備に関する事項
- 二 倫理規程の解釈及び適用に関する事項
- 三 本学が所有及び管理する情報資産の利用者の遵守事項に関する事項
- 四 本学が所有及び管理する情報セキュリティに関する事項
- 五 その他情報倫理に関すること。

**3** 委員会は必要に応じて次に掲げる事項について調査と審査を行い、処置を決定する。

- 一 情報セキュリティに関する事故、情報漏洩、情報資産の改ざん、誤動作、不審な動作、その他の事故及び障害に対する対応と行為者並びにその関係者に対する処置に関すること。
- 二 第 6 条に規定する対応窓口での通報等に関すること。
- 三 その他、情報倫理と情報セキュリティに関して、委員会が調査や審査の必要があると認めること。

**4** 委員会は第 8 条の規定に基づき設置した部局等情報倫理委員会との連絡調整を行う。

(委員会の組織)

**第 3 条** 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長のうちから学長が指名する者 1 名
  - 二 学長補佐のうちから学長が指名する者 1 名
  - 三 各学部長
  - 四 各研究科長
  - 五 大学教育センター長
  - 六 各研究センター長
  - 七 教務委員長
  - 八 学生委員長
  - 九 就職委員長
  - 十 図書館長
  - 十一 共同利用センター長
  - 十二 共同利用センター I C T サービス部門長
  - 十三 事務局長
  - 十四 学務部長
  - 十五 第 5 条に規定する専門委員会等の委員長
  - 十六 その他学長が必要と認めた者若干名
- 2 前項第十五号から第十六号までの委員の任期は 2 年とし, 再任することができる。
- 3 委員は学長が任命する。

(委員会の運営, 議事)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第 3 条第 1 項第一号の委員をもって充て, 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を招集し, その議長となる。
- 4 副委員長は, 委員長を補佐する。委員長に事故あるときは, 副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員会は委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き, 議決することはできない。
- 6 委員会の議事は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。
- 7 委員の関与している事例について審議を行うときは, 当該委員はその審議に加わることはできない。
- 8 委員会は調査や審査の対象となる者に出席を求め, 説明, 意見を求めることができる。

9 委員会が必要と認めたときは、委員以外の教職員並びに学外の学識経験者をオブザーバーとして、その意見または説明を聞くことができる。

(専門委員会)

**第5条** 委員会は情報倫理に関する専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織、運営等は委員会が別に定める。

(対応窓口)

**第6条** 委員会は次に掲げる事項に対応するために対応窓口を設置するものとする。

- 一 情報倫理及び情報セキュリティに関する学内及び学外からの通報、連絡、相談に関する対応
- 二 その他、委員会が必要であると認めること。

(庶務)

**第7条** 委員会に関する事務は、総務部企画・文書課で処理する。

(部局等情報倫理委員会)

**第8条** 部局等に情報資産の円滑な管理と運用を図るため福山大学部局等情報倫理委員会（以下「部局等委員会」という。）を置く。

- 2 部局等とは各学部、大学教育センター、国際センター、共同利用センター、内海生物資源研究所、安心安全防災教育研究センター、グリーンサイエンス研究センター、社会連携センター、図書館、保健管理センター及び事務局をいう。
- 3 部局等委員会の組織および運営等については当該部局が定める。
- 4 部局等委員会は当該部局の情報資産にかかる調査と審査及び委員会から部局等の長を通じて付託された事項についての調査及び審査手続きを行う。
- 5 前項において、対象関係者が複数の部局等にあるときは、当該部局等の部局等委員会を合同で開催することができる。

(調査)

**第9条** 部局等委員会は「福山大学情報倫理規程」に反する行為及び情報セキュリティに関する事故の疑いが生じた場合には直ちに事実確認を行った上、委員会に報告するものとし、必要に応じ、被疑利用者が所有又は管理する証拠等の確保又は保全を行うことができる。

- 2 部局等委員会は情報システムの停止など緊急措置を執ることができる。そのときには、直ちに委員会に報告しなければならない。

(審 査)

**第 10 条** 部局等委員会は被疑利用者の審査が必要と判断した場合は、その審査を行う。

- 2 審査手続きは非公開で行う。
- 3 部局等委員会が必要な審査を終えたときは、事実認定及び処置についての提案内容の決定を行い、当該部局等の長に報告するものとする。

(処置の決定)

**第 11 条** 部局等委員会から報告を受けた部局等の長は、委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は部局等の長からの報告を受け、処置等について最終決定を行う。
- 3 委員長は前項の最終決定を学長に報告するものとする。

(処置と手続きの詳細)

**第 12 条** 利用資格停止、氏名公表、警告、指導、処置の提案など、第 2 条第 3 項及び第 10 条第 3 項が定める処置についての詳細は、委員会が別に定める。

- 2 調査及び審査手続き、最終決定に対する異議申し立て及び再審査の手続き等についての詳細は、委員会が別に定める。

(雑 則)

**第 13 条** この規則に定めるもののほか委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。